

堺旧港交流空間創出事業者選定委員会規則を廃止する規則

堺旧港交流空間創出事業者選定委員会規則（令和 6 年規則第 2 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（堺市事務分掌規則の一部改正）

- 2 堺市事務分掌規則（昭和 4 7 年規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 建築都市局都市整備部都心未来創造課事業第三係の分掌事務を定める部分中
第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。